

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

令和4年3月31日
里庄町

目 次

序章 方針の策定にあたって

- 1 基本理念
- 2 目標年次等

第1章 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

- 1 里庄町農業の概況
- 2 里庄町農業の将来展望
- 3 効率的かつ安定的な農業経営の目標
- 4 育成・支援すべき担い手の対象
- 5 地域の特色を生かした農業経営の育成・支援
- 6 担い手への支援
- 7 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

第2章 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第2の2章 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第3章 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

- 1 効率的かつ安定的な農業経営の育成目標
- 2 農用地の利用関係の改善に関する事項

第4章 農業経営基盤強化促進事業に関する次に掲げる事項

- 1 利用権設定等促進事業に関する事項
- 2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項
- 3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項
- 4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項
- 5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項
- 6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

第5章 その他

序章 方針の策定にあたって

1 基本理念

里庄町では、恵まれた自然条件や地理的条件、先人が蓄積した技術を受け継ぎ、今日においても米、桃、いちご、花き、畜産など高い技術と自然条件を生かした他に誇るべき地域色豊かな生産が行われている。しかし、近年、農業就業者の高齢化、後継者の不足が深刻化しており、また、その経営規模の拡大も容易に進まず、生産性が低いなど、多くの課題を抱えている。

一方、国においては令和2年3月に、新たな「食料・農業・農村基本計画」が閣議決定され、農業の成長産業化を促進する「産業政策」と、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を促進する「地域政策」を車の両輪として引き続き推進し、食料自給率の向上と食料安全保障の確立を図ることとしている。担い手対策については、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担い、国内外の情勢変化や需要に応じた生産・供給が可能な農業構造を確立するため、経営規模や経営形態の別にかかわらず、経営発展の段階等に応じ、経営改善を目指す農業者を幅広く担い手として位置づけ、農業内外からの人材確保と育成、経営基盤の継承、農業経営の法人化等を推進することとされている。

さらに、人・農地プランの実質化による地域農業の点検の加速化と各種施策の一体的な実施が不可欠であり、地域の農業者やコーディネーター役を担う地方公共団体、農業協同組合、農業委員会等の組織、農地中間管理機構が一体となっていく実質化の推進を通じて、担い手への農地の集積・集約化を進めることとしている。

本町は、このような状況の中で、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を目指す担い手の育成の展開方向を示し、新たな本町農業の発展を目的とするものである。

2 目標年次等

この基本構想は、令和12年を目標としたものである。

なお、この基本構想は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）に基づき平成6年に策定しており、おおむね5年で見直すこととなっているが、今回「21世紀おかやま農業経営基本方針」が変更されたことに伴い、変更するものである。

第1章 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 里庄町農業の概況

里庄町は、岡山県南西部に位置し、その立地条件を生かして稲作・果樹を主体とする農業生産を展開してきたが、近年、経営の発展を図るため、一部の農家で施設園芸も導入されている。

総農家戸数は10年間で24%減少しており、近年のすう勢を踏まえると、現在の311戸から令和7年には約230戸程度まで減少すると予想される。また農業経営体も10年間で56%減と農家数以上に減少しており、今後も高齢化による担い手不足がさらに進むことが予測される。

加えて、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地で遊休化したものが近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼし、今後の農業生産力のさらなる低下が危惧される。

2 里庄町農業の将来展望

里庄町は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（おおむね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これからの経営が農業生産の相当部分を担う生産性の高い農業構造への転換を図ることを基本とする。

3 効率的かつ安定的な農業経営の目標

具体的な経営の指標は、周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（経営体当たりおおむね400万円）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり1,800時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本町農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

なお、「おおむね」は8割とする。

4 育成・支援すべき担い手の対象

(1) 認定農業者

法第12条により、本町等で農業経営改善計画の認定を受けた経営体

(2) 認定新規就農者

法第14条の4に基づき本町で青年等就農計画の認定を受けた経営体

(3) 基本構想水準到達者

次のいずれかに該当する経営体（認定農業者、集落営農、認定新規就農者を除く。）

- ① 年間農業所得、営農類型、経営規模等から判断して基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に到達しているとみなせる者
- ② 農業経営改善計画の終期を迎えた認定農業者のうち、再認定を受けなかったものの、

従前の経営面積を維持し、又は拡大している者（平成 23 年度以降再認定を受けていない者の中から確認）

（４） 集落営農

次のいずれかに該当する任意組織の集落営農

① 特定農業団体

法第 23 条に基づき、地域の農地の 2 / 3 以上を農作業受託により集積する相手方として、地域の地権者の合意を得た任意組織

② 集落営農組織

集落を単位として、農業生産過程における全部又は一部についての共同化・統一化に関する合意の下に営農等を行っている組織

なお、おおむね 10 年後における育成・支援すべき担い手の対象の目標数は、20 経営体とする。

5 地域の特徴を生かした農業経営の育成・支援

里庄町は、将来の本町農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長するため、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業、その他の措置を総合的に実施する。

まず、本町は、晴れの国岡山農業協同組合（以下「農協」という。）、農業委員会、農業普及指導センター等が強力な相互の連携の下で濃密な指導を行うため、里庄町担い手育成支援協議会を設置しており、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して、営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、岡山県農地中間管理機構、農協、農業委員会等による掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結び付けて利用権設定等を進める。

特に、農用地の利用集積を進めるに当たっては、農地中間管理事業（中間管理事業法第 2 条第 3 項）の積極的な活用を図り、円滑な農用地の集約化を推進する。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、人・農地プランの実質化に取り組む。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、経営改善に資するよう地域の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を一体的に促進することとし、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努め

る。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、農業普及指導センターの指導の下に、消費者ニーズに対応するマーケットインの視点を持ちながら、既存施設園芸の作型、品種の改善による高品質化や高収益化、新規作目の導入を推進する。なお、当町の場合、小規模な圃場が多いという特徴を考慮し、経営リスクの分散化の観点からも、年間を通して季節の農産品を組み合わせた少量多品目の生産振興も図るものとする。

そして、町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や地域農業の話し合いの場への参加・協力を促進する。

なお、地域農業の維持・発展のため、効率的かつ安定的な農業経営体と小規模な兼業農家、半農半X農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等が連携を図るなど、多様な人材が多様な働き方で役割を發揮しながら、農地の保全、農村コミュニティの維持を図る。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置付け、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本町が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

また、一度農地が荒れると再生するためには、多くの費用と時間を有するため、補助制度等を通じてそうした荒廃農地を再生するための支援を行うほか、自分が所有する土地は責任を持って草刈等保全管理をしていくことの重要性を広報等で強く呼びかけていく。

6 担い手への支援

本町は、里庄町担い手育成支援協議会において、農業普及指導センターの協力を受け、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化及び販路開拓等経営改善方策の提示等の重点的指導を行う。

そうした指導を行うことにより確保する新規認定農業者数の目標を年間1経営体とする。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

7 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

里庄町の新規就農者は、近年増加していないが、従来からの基幹作物であるものの産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、里庄町は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

① 確保・育成すべき人数の目標

近年における農業従事者の状況や新規就農者数の動向、21世紀おかやま農業経営基本

方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標「5年間で750人」を踏まえ、里庄町においては年間2人の当該青年等の新規就農者の確保を目標とする。

② 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

里庄町及びその周辺市町その他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人当たり1,200時間以上）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得、（主たる従事者1人当たりの年間農業所得200万円以上）を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた里庄町の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、新たに始める農地や経験豊富な先輩農家の紹介については地元事情に精通した農業委員会が行い、技術面や経営面については農業普及指導センターや農協等が指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

また、中長期的な取組として、若い人や定年帰農者など多様な人に、まずは作物を作ることに對する興味を持ってもらえるよう、生産者との交流の場や農業体験の機会の創出など徐々に農業の知見を広めていくものとする。

第2章 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

<p>基本的指標の前提条件</p> <p>(1) 主たる従事者1人当たりの年間労働時間は1,800時間程度とし、所得目標は経営体当たりおおむね400万円とする。</p> <p>(2) 農畜産物の販売価格は、平成27年～令和元年の市場価格等を参考にして設定する。</p> <p>(3) 水稻作付面積は水田面積の60%とする。</p> <p>(4) 経営管理の方法は、複式簿記と青色申告を基本とする。</p> <p>(5) 農業労働力が不足する場合は、家族労働や雇用により補うこととし、家族経営協定の締結と休日制、月給制に取り組む。</p>
--

【営農類型モデル】

営農類型	営農規模	生産方法	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻作	<p>〈作付面積等〉</p> <p>水稻 3ha</p> <p>飼料米 2ha</p> <p>大豆 1ha</p> <p>麦 1ha</p> <p>〈経営面積〉</p> <p>7ha</p> <p>水稻作業受託</p> <p>8ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <p>(中型機械化一貫体系)</p> <p>田植機 1台</p> <p>トラクター(30ps) 1台</p> <p>コンバイン 1台</p> <p>乾燥機(35石) 1台他</p> <p>〈その他〉</p> <p>・麦、大豆については二毛作</p> <p>・2ha程度に団地化された農用地</p>	<p>・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。</p> <p>・青色申告の実施</p> <p>〈その他〉</p> <p>・麦、大豆については二毛作</p> <p>・2ha程度に団地化された農用地</p>	<p>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入</p> <p>・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保</p>
水稻 + 施設 園芸	<p>〈作付面積等〉</p> <p>水稻 40a</p> <p>飼料米 10a</p> <p>いちご(施設)</p> <p>20a</p> <p>〈経営面積〉</p> <p>70a</p>	<p>〈資本装備〉</p> <p>田植機 1台</p> <p>トラクター 1台</p> <p>コンバイン 1台</p> <p>ビニールハウス 2,000㎡</p> <p>高設栽培システム 一式</p> <p>〈その他〉</p> <p>・2団地程度に集団化された農用地</p> <p>・いちごは作期を分散させる。</p>		<p>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入</p> <p>・施設園芸に係る軽作業についてパート雇用従事者を確保</p>

<p>水 稲 + 果 樹 (もも)</p>	<p>〈作付面積等〉 加納岩白桃 10a 白鳳 15a 清水白桃 15a 岡山夢白桃 10a ゴールデンピーチ 10a 水稲 30a 〈経営面積〉 90a</p>	<p>〈資本装備〉 作業場 100 m² 防蛾灯 60a スプリンクラー 60a 軽四トラック 1台 運搬車 (5ps) 1台 動力噴霧機 1台 草刈り機 1台 スピードスプレー (共同) 1台 もも樹 60a 水稲は全面委託</p>	<p>・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施</p>	<p>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・パート雇用従事者を確保</p>
<p>果 樹 専 作 (ぶどう)</p>	<p>〈作付面積等〉 シャインマスカット (簡易被覆) 20a 〈経営面積〉 20a</p>	<p>〈資本装備〉 作業場 90 m² かん水施設 20 a 果樹棚 20 a 簡易被覆施設 20 a 軽四トラック 1台 動力噴霧機 1台 バックホー (共同) 1台 運搬車 1台 草刈り機 1台 ぶどう樹 20 a</p>	<p>・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施</p>	<p>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・パート雇用従事者を確保</p>
<p>野 菜 専 作 (多品目)</p>	<p>〈作付面積等〉 なす 10 a トレビス 10 a さといも 10 a キャベツ 10 a はくさい 10 a ブロッコリー 10 a マコモタケ 10 a 〈経営面積〉 70a</p>	<p>〈資本装備〉 トラクター 1台 防除機 一式 管理機 1台 作業場 1棟 ハウス 100 m² かん水装置 一式 防風ネット 一式 堀取機 1台 分離機 1台 移植機 1台 軽四トラック 1台</p>	<p>・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施</p>	<p>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用の確保</p>

酪農	〈飼養頭数〉 経産牛 50頭 飼料畑 6ha (作付面積等) トウモロコシ 6ha イタリアンライグラス 6ha 〈経営面積〉 6ha	〈資本装備〉 畜舎 550㎡ 攪拌搬送機 1台 トラクター 1台 コーンハーベスター 1台 フォレージハーベスター 1台 バルククーラー 1台 パイプラインミルクカー 1式 たい肥化施設 1基 排水処理施設 1基 〈その他〉 ・2ha程度に団地化された農用地	・パソコン簿記を利用した経営分析	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・ヘルパー制度の活用による労働ピークの軽減
水稻作 (組織 経営体)	〈作付面積等〉 水稻 8ha 飼料米 5ha 大豆 1ha 麦 1ha 〈経営面積〉 15ha	〈資本装備〉 (中型機械化一貫体系) 田植機 1台 トラクター(30ps) 1台 コンバイン(4条刈) 1台 乾燥機(35石) 1台他 〈その他〉 ・麦、大豆については二毛作 ・2ha程度に団地化された農用地	・複式簿記記帳の実施・青色申告 〈その他〉 ・2ha程度に団地化された農用地	

第2の2章 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に里庄町及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、里庄町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。なお、営農類型を示していないものは、第2章の効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標を参考にすることとする。

【営農類型モデル】

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
果樹 野菜	<作付面積等> もも 25a マコモタケ 10a <経営面積> 35a	<資本装備> ・作業場 1棟 ・トラクター 1台 ・管理機 1台 ・かん水施設 1カ所 ・防風ネット 1カ所 ・動力噴霧器 1台 ・バックホウ 1台 ・軽四トラック 1台	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 ・記帳したデータを基に経営管理 ・青色申告の実施	・家族労働力 = 1名 ・家族経営協定締結に基づく給料制、休日制の導入

第3章 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営の育成目標

前記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び面的集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、おおむね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考
地域の農用地面積の3分の1程度とする	

○効率的かつ安定的な農業経営への面的集積についての目標

効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標」は、家族経営体、組織経営体の地域における農用地利用（主な基幹作業（水稻については耕起・代かき、田植え、収穫・脱穀その他の作目についてはこれらに準ずる農作業）を受託する農地に係る収穫物についての販売委託を引き受けることにより販売名義を有し、かつ当該販売委託を引き受けた農産物に係る販売収入の処分権を有する特定農作業受託面積を含む。）のシェアの目標である。

2 目標年次は令和12年とする。

2 農用地の利用関係の改善に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、里庄町担い手育成支援協議会を活用し、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、農地中間管理機構が実施する農地中間管理事業も積極的に活用しながら、地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の引受け手）の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進する。その際、里庄町は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、各年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

第4章 農業経営基盤強化促進事業に関する次に掲げる事項

本町は、岡山県が策定した「21世紀おかやま農業経営基本方針」の第4章「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本町農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑤ 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業
これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作若しくは養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依りてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件の全て（農地所有適格法人にあつては、（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件の全て）を備えること。

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ）その者が農業によって、自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ）その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあつては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

（オ）所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃貸権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が①のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあつては、（ア）に掲げる要件）の全てを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 2 項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法律第 11 条の 50

第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権設定等を受ける場合、独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構若しくは独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

- ④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号以下「政令」という。）第5条で定める者を除く。）は、次に掲げる全てを備えるものとする。

ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務執行役員等のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

- ⑤ 農地所有適格法人の構成員（農地法第2条第3項第2号イからチまでに掲げる者に限る。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地の全てについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤までに定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

（2） 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法、その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払の方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

（3） 開発を伴う場合の措置

- ① 本町は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが、適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号による開発事業計画を提出させる。

- ② 本町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると

認めるときに農用地利用集積計画の手続を進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

① 本町は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

② 本町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めることとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

① 本町農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出を基に、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が整ったときは、本町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

② 本町の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

④ ②から③までに定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申出の場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

① 本町は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。

② 本町は、(5)の②から③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。

- ③ ①及び②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等促進事業の調整が調ったときは、本町は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 本町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（（１）に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等しようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

（７） 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のイに掲げる事項については、（１）の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等（（１）の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算定基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が（１）の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項
- ア その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
- イ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項
- （ア）農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
- （イ）原状回復の費用の負担者
- （ウ）原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
- （エ）貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

（８） 同意

本町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、（７）の②に規定する土地ごと

に(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が20年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。なお、2分の1を超える共有持ち分を有する者を確知することができない土地(以下「共有者不明農用地等」という。)である場合は、当該共有者不明農用地について共有持ち分を有する者であって確知することができない者について、基本要綱別紙11に基づき、農業委員会による探索及び公示の手續等を経ることとする。

(9) 公告

本町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を本町の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

本町が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

本町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 里庄町長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者(法第18条第2項第6号に規定する者)に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務執行役員等のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 本町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農

用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 本町は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を本町の公報に記載することその他所定の手段により公告する。

④ 本町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

⑤ 農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業の活用を図るものとする。農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1～数集落)とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

- ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
- エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
- オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
- カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げる全ての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2) に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第 23 条第 1 項に規定する要件を備えるものは、基本要綱別記様式第 4 号の認定申請書を本町に提出して、農用地利用規程について本町の認定を受けることができる。

② 本町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第 23 条第 1 項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4) の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 本町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本町の掲示板への掲示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5) の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第 9 条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4) の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 本町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。

② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 本町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 本町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業普及指導センター、農業委員会、農業協同組合等の指導、助言を求めてきたときは、里庄町担い手育成支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

本町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

本町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

里庄町新規就農者等確保計画に基づき、青年農業者等育成センター、農業普及指導センター、農業協同組合、先進農家等と連携し、就農相談会等での就農情報（研修、空き家に関する情報等）の発信を行うとともに、就農希望者の受入環境の整備を行う。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

本町が中心となり、農業協同組合、農業委員、農業士、農業普及指導センター等と連携・協力して実践研修、経営・生活相談、技術指導等を行い、就農前後のフォローアップの状況等を共有しながら、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みを作る。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、本町が中心となり、人・農地プランの作成・見直しの話合いや里庄町地域農業担い手育成総合支援協議会の下で相互連携を図りながら、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。

また、青年農業者クラブやJ A青壮年部活動など、同世代の若手農業者との仲間づくり、交流の機会の設置、参加誘導を図る。

ウ 経営力の向上に向けた支援

経営能力の向上に向けては、普及指導センターや専門家を活用した研修会や経営分析、相談などにより、経営初期の経営力向上に向けた重点的な支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き、農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については青年農業者等育成センター、技術や経営ノウハウについての習得、就農後の営農指導等フォローアップについては農業普及指導センター、農業協同組合、農業士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本町は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 本町は、担い手への農地の集積・集約化等効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図るとともに、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するように努める。

イ 本町は、農村の活性化を図り健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するように努める。

ウ 本町は、水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稻作及び転作を通じた望ましい経営の育成を図ることとする。また、地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するように努める。

エ 本町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基

盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

本町は、農業委員会、農業普及指導センター、農業協同組合、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後 10 年にわたり、第 1、第 3 で掲げた目標や第 2 の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、里庄町担い手育成支援協議会の下で相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本町は、このような協力の推進に配慮する。

第 5 章 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

1 この基本構想は、平成 18 年 7 月 25 日から施行する。

附則

1 この基本構想は、平成 22 年 6 月 11 日一部変更する。

附則

1 この基本構想は、平成 24 年 2 月 16 日一部変更する。

附則

1 この基本構想は、平成 26 年 9 月 30 日一部変更する。

附則

1 この基本構想は、平成 27 年 11 月 30 日一部変更する。

附則

1 この基本構想は、平成 28 年 11 月 30 日一部変更する。

附則

1 この基本構想は、令和 4 年 3 月 31 日一部変更する。

別紙1 (第4の1の(1)⑥関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地(以下「対象土地」という。)の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方公共団体(対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。)、農業協同組合等(農地法施行令(昭和27年政令第445号)第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。)又は畜産公社(農地法施行令第6条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。)
- 対象土地を農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合
法第18条第3項第2号イに掲げる要件。
- 対象土地を農業用施設用地(開発して農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設の用に供される土地を含む。以下同じ。)として利用するための利用権の設定等を受ける場合
その土地を効率的に利用することができると認められること。
- (2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人(農地所有適格法人である場合を除く。)又は生産森林組合(森林組合法(昭和53年法律第36号)第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。)がそれぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合。
- 対象土地を混牧林地、農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
その土地を効率的に利用することができると認められること。
- (3) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項各号に掲げる事業(同項第6号に掲げる事業を除く。)を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令(昭和36年政令第346号)第1条第6号、第8号又は第9号に掲げる法人がそれぞれ対象土地を当該事業に供する場合。
- 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
その土地を有効的に利用することができると認められること。

別紙 2 (第 4 の 1 (2) 関係)

I 農用地 (開発して農用地とすることが適当な土地を含む。) として利用するための利用権 (農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。) の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間 (又は残存期間)	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
<p>1 存続期間は3年、6年、又は10年 (農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間) とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年、6年、10年とすることが相当でない認められる場合には、3年、6年、10年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定 (又は移転) される利用権の当事者が当該利用権の存続期間 (又は残存期間) の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供している賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近隣の借賃がないときは、その採草放牧地の近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するよう定めるものとする。</p> <p>この場合において、その金銭以外のもの定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」(平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知) 第6に留意しつつ定めるものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、貸賃人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、貸賃人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定 (又は移転) を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定 (又は移転) を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき町が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間	② 損益の算定基準	③ 損益の決済方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	Iの③に同じ。この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準	② 対価の支払方法	③ 所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の特価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の特価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の特価の支払期限までに特価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、特価の支払期限までに特価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>